

区 分	盛岡市	旧玉山村
地域指定年度	昭和47年度	昭和46年度
整備計画策定年度	昭和48年度	昭和47年度
計画見直し年度	昭和55年度	昭和51年度
	昭和62年度	昭和56年度
	平成4年度	昭和62年度
	平成10年度	平成6年度
	平成15年度	平成12年度
		平成16年度
	平成19年度	
	平成24年度	
	平成29年度	
	令和4年度	

盛 岡 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令和 5 年 7 月
岩 手 県 盛 岡 市

目 次

	ページ
第 1 地域の振興方向	1
1 盛岡市総合計画の基本構想	1
2 盛岡市の農政の基本的な方向	2
第 2 農用地利用計画	5
1 土地利用区分の方向	5
2 農用地利用計画	12
第 3 農業生産基盤の整備開発計画	13
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	13
2 農業生産基盤整備開発計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 4 農用地等の保全計画	17
1 農用地等の保全の方向	17
2 農用地等の保全のための活動	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連	18
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	19
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	19
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための 方策	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第 6 農業近代化施設の整備計画	21
1 農業近代化施設の整備の方向	21
2 農業近代化施設整備計画	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連	24
第 7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	25
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	25
2 農業を担うべき者のための支援の活動	25

第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	27
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	27
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連	28
第9	生活環境施設の整備計画	29
1	生活環境施設の整備の目標	29
2	森林の整備その他林業の振興との関連	30

第1 地域の振興方向

1 盛岡市総合計画の基本構想（目標年次：2025年）

(1) 目指す将来像

「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」

市民の誰もがいきいきと暮らし、人の営みを支える産業やにぎわいがまちに活力を生み、盛岡らしさをいかしながら新しい魅力を生み出し、未来に引き継いでいくとともに、市民が盛岡のまちに誇りを持ち、世界の中で盛岡らしさを発揮できる世界につながるまちを目指します。

(2) 基本目標

ア 人がいきいきと暮らすまちづくり

盛岡に定住する人口を保ち、活力ある社会を築いていくため、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、豊富な経験を持つ高齢者が社会のさまざまな分野で活躍できるまちをつくります。

また、誰もが、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う共生社会の中で、充実感を持っていきいきと安全に暮らすことのできるまちをつくります。

イ 盛岡の魅力があふれるまちづくり

盛岡を行き交う交流人口を増やし、にぎわいを創出していくため、雄大な自然や美しい景観、城下町の歴史、芸術文化、スポーツ、温かい人情など、盛岡の魅力を守り育てるとともに、まちづくりにいかし、盛岡らしさが光る、魅力あふれるまちをつくります。

ウ 人を育み未来につなぐまちづくり

長い歴史とともに築いてきた文化や環境などを次世代に引き継ぐため、未来の盛岡を支え、創り、つなぐことのできる人を育むまちをつくります。

また、環境への意識が高まる中、豊かな自然環境と快適な都市機能との調和が続く、持続可能なまちをつくります。

エ 人が集い活力を生むまちづくり

人口減少、少子高齢社会の進行とともに、地方の衰退が懸念されている中であっても、活力を生み出し、拠点都市としての役割を十分に果たしていくため、産業の振興や中心市街地の活性化を図るとともに、高次の都市機能の集積を推進し、求心力のあるまちをつくります。

また、国際化が進展する中で、世界に通用する優れた人材を育むとともに、多文化共生のまちづくりを進め、世界に開かれた、活力を生むまちをつくります。

(3) 施策「農林業の振興」

生産地であり、かつ、消費地である地域特性をいかし、都市部との交流を図りながら、地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農林業を推進するとともに、山林農地の有する国土保全・水源かん養などの多面的機能を維持・発揮するため、農林業者の経営力の向上や後継者の育成などの支援に取り組みます。

(4) 戦略プロジェクト「未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト」「回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト」

国によるデジタル実装を通じた地方活性化の推進により、IT分野の需要が更に高まっていくことを見据え、ドローンなどを活用したスマート農業の導入を推進しながら、新規就農者の技術習得や生産技術の継承を支援し、安定した営農を支えます。また、6次産業化を推進するとともに、異業種連携の取組を強化し、若者の定着を図ります。さらには、盛岡産農畜産物の高付加価値化と販路拡大、利用促進を図ることで消費喚起とまちなかへの誘引を促進し、生産者の所得向上につなげることで、地域経済の活性化に貢献します。

2 盛岡市の農政の基本的な方向

農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市では令和3年3月に「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」を策定し、10年後の目指す姿である「農業・農村が輝き 世界とつながる『もりおかの食と農』」の実現に向けて、時代を先取りした先進的な農業経営と農家の自主的な創意と工夫による積極的な農業生産への取組に対して、農業者、農業関係団体・機関及び行政が一体となった支援、協力体制を強化し、適切な施策を展開します。

(1) 優良農地の確保・保全、農地の有効利用

農地の位置、自然条件などの諸条件や土地利用の動向、産業の将来見通し等を考慮しながら、将来ともに生産性の高い農地としての要件を備えていると判断される優良農地については、基盤整備等の事業導入を行い、生産性向上に向けた有効な土地利用に努めます。

また、これまで取り組んできた「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」が法定化されたことに伴い、地域での話し合いを継続して行い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定め、農地の集積・集約化を促進し、効率的で生産性の高い農業の実現と安定的農業経営体を育成することなどにより、荒廃農地等の解消を図ります。

(2) 30万人都市住民と直結した「盛岡」として顔のみえる農業の確立

本市では、平坦地での水稻や山間地での畜産、あるいは、その中間に位置する緩傾斜地での果樹など、幅広い作目が多様な形で生産されており、これらの農業生産が人口30万人都市の中で展開されています。

本市は、北東北における主要交通の結接点に位置していること、また、国・県などの試験研究機関や大学が立地しており、最新情報を入手しやすい条件下にあることなど、消費・流通面などにおいて多くの優位性を有していることから、これらをいかした農業生産を推進します。

また、従前の多品種少量型の作付体系を産地形成型へと転化し、市民の消費需要に安定的に応えられる体制づくりに努めるとともに、りんごのように産地化が進んでいるものについては、ブランドの確立を図るなど積極的な農業生産を展開します。

(3) 地域農業の将来の在り方の明確化と中心的な担い手を軸とした地域農業の発展

本市において、高齢化や後継者不足、荒廃農地の増加などの「人と農地の問題」により、5年後、10年後の展望が描けない集落が増えていることから、地域計画の策定又は実現に向けた話合いを通じて、今後、地域農業をどのように考えていくか、地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）への農地集積・集約、担い手不足や荒廃農地の解消、有害鳥獣被害への対策など地域における農業の将来の在り方を明確化し、実現していけるよう取り組みます。

また、中心的な担い手については、大規模な集落営農型法人の設立や認定農業者、認定新規就農者への積極的な誘導などにより育成・確保を図っていくほか、他地域からの入り作希望を募るなど柔軟な対応も併せて行い、農地コーディネーターを始めとする関係機関、農業委員会、市で密に連携し、農地集積・集約に向けた出し手と受け手のマッチングを行います。

さらに、地域計画の話合いの中で、各地域において有害鳥獣による深刻な被害が明らかになってきたことから、引き続き国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を含め、鳥獣被害防止対策の人員確保や電気柵設置の補助など被害防止に向けて重点的に取り組みます。

(4) 生産基盤整備による快適な農業地域づくり

生産性の高い合理的な営農を展開するためには、ほ場の区画整理や未整備農地の整備等が不可欠であることから、条件に見合った生産基盤の整備を進めます。

このため、ほ場整備事業を中心とした基盤整備を進め、併せて地域が一体となった農業生産や生活向上に向けた取組を行い、地域の景観や歴史などの地域の特性をいかした住み良い地域づくりを進めます。

(5) 豊かな自然資源、多様な地域特性をいかした中山間地域の活性化

中山間地域は、小規模農地が散在し、平地に比べ気候の影響を大きく受けやすく、全体的に生産性が低い状況となっています。一方で、山林資源や水資源等の自然環境に恵まれ、地域独自の伝統や文化が育まれています。

今後は、もりおか農業・農村振興ビジョン2030に基づき、土地条件や気候に見合った作目の導入を進め産地形成に努めながら、アロニアに続く特産品の開発により地域の活性化を推進し、集出荷施設、予冷施設等流通関連施設の整備を進めます。

また、恵まれた自然環境や観光資源については、地域おこし協力隊をはじめとした外部からの視点を取り入れ、地域資源の掘り起こしや活用を進めながら、都市住民との交流機会の拡大を促進し、活力ある地域活動を展開します。

(6) 需要に即した新鮮で安全な農産物の供給

本市の生鮮農産物は、市場や商店、産地直売所、朝市等の幅広いルートを通じて、市民に供給されていますが、近年、嗜好の多様化が進んでいるほか、安全性、良質化に対する消費者の需要が高まっており、これらの需要にこたえるため、耕畜連携を推進し、有機物資源の活用による減農薬・減化学肥料栽培などの農産物の生産を進めます。

また、生産地と消費地が近接していることから、これら生産者と消費者の交流を活発に行い、農業生産に対する都市住民の労働力の提供や消費者の生産技術等に対する理解を深めるなど相互理解を促進しながら、産地直売所の機能強化を図り地産地消を推進するなど、消費者と一体となった農業生産を展開します。

さらに、外食産業への素材供給などを意識的に進め、ひと・環境にやさしく、安全・安心な農畜産物を安定的に供給する農業生産を展開します。

(7) 食と農の連携をベースとした盛岡産農畜産物の高付加価値化と販路拡大

本市の魅力ある農畜産物の認知度向上と消費拡大を図るためには、盛岡産農畜産物の高付加価値化と販路拡大を推進する必要があります。

このため、6次産業化や農観商工連携を通じた商品開発の取組、販路開拓や盛岡の食の魅力発信などの取組への支援を行います。

また、近年はアジアを中心に日本の農林水産物の需要が高まっており、また北米へのりんごの輸出が行われていることから、生産者の輸出に関する意欲の喚起や気運の醸成を図りながら、海外への販路拡大に向けた取組を支援します。

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(7) 地域の位置

岩手県のほぼ中央、北上平野の北端に位置しており、東は北上山系の稜線に沿って岩泉町、宮古市、西は雫石町、滝沢市、北は八幡平市、岩手町、葛巻町、南は花巻市、紫波町、矢巾町の4市6町に囲まれ、面積は88,647haとなっています。

東北新幹線、東北本線、東北縦貫自動車道及び主要国道等が集結しており、北東北の交通結節点となっています。

(イ) 気候

奥羽・北上の両山脈にはさまれており、冬は寒く、夏は比較的高温になり易い典型的な内陸性の気候となっています。

年平均気温は11.4℃、年最高気温平均16.4℃で、年最低気温平均7.0℃となっています。

年間降水量は1,268.5mm、年間降雪量は176.0cmとなっており、また年間日照時間は1,781.2時間となっています。

(ウ) 人口の動向

令和2年の総人口は、289,731人となっており、平成27年から7,900人の減少であることから、緩やかな減少が見受けられます。

令和2年の基幹的農業従事者数は、3,142人となっており、平成27年と比較して951人減少していることから、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。

(エ) 産業の動向

令和元年度の市内総生産額は、1,146,353百万円となっています。

産業別では、第3次産業の占める割合が非常に高く、全体の約9割を占めている一方で、農業総生産の市内総生産に占める割合は1%に満たず、非常に低くなっています。

(オ) 土地利用の方向

土地は、市民生活や生産活動を行うための共通の基盤であり、限られた貴重な資源であるとの認識のもとに、適正に保全・活用しながら、総合的で計画的な利用を推進していく必要があります。

このため、農地の位置、自然条件などの諸条件や土地利用の動向、産業の将来見通し

等を考慮しながら、将来ともに生産性の高い農地としての要件を備えていると判断される優良農地については、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全しながら、有効な土地利用を推進します。

(カ) 土地用途間の移動構想

○農業振興地域

(単位：ha、%)

区分 年次	農地		農業用施設用地		山林原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (3年)	9,738	22.5	39	0.1	29,699 (559)	67.4 (1.3)	3,761	10.0	43,237	100.0
目標 (12年)	9,668	22.4	39	0.1	29,699 (559)	68.7 (1.3)	3,831	8.8	43,237	100.0
増減	△70		-		-		70		-	

(注) 1 ()内は混牧林地面積である。

2 「農地」は、田、畑、樹園地の合計

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地における農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農地及び採草放牧地10,140haのうち、次のa、bに該当する農地及び採草放牧地以外の農地7,435haについて、農用地区域を設定します。

a 施設等の整備に係る農地 約1.1ha

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置	面積			備考
		農地 (㎡)	森林その他(㎡)	計(㎡)	
都南東部体育館	乙部地区	3,675.00	0	3,675.00	
手代森保育園	乙部地区	3,943.00	0	3,943.00	
公園用地	太田・本宮地区	728.69	0	728.69	
道路用地	太田・本宮地区	2,212.00	0	2,212.00	
計		10,558.69	0	10,558.69	

b 農用地等以外の用途に供することを本市が認めた農地 約2,705ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(7)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在または隣接する農業用施設用地約38haについて、農用地区域を設定します。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域の7,473haの内訳は、田が4,142ha（55.4%）、畑が2,406ha（32.2%）、樹園地が485ha（6.5%）、採草放牧地が402ha（5.4%）、農業用施設用地38ha（0.5%）となっています。

農地の位置、自然条件などの諸条件や土地利用の動向、産業の将来見通し等を考慮しながら、将来ともに生産性の高い農地としての要件を備えていると判断される優良農地については、基盤整備等の事業導入を行い、生産性向上に向けた有効な土地利用に努めます。

○ 地区別農用地等利用の方向

(単位：ha)

区分 地区名	農地＋採草放牧地			農業用施設用地			計			山林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
太田・本宮	936	936	0	4	4	0	940	940	0	0
厨川	261	261	0	0	0	0	261	261	0	0
上田・三ツ割	71	71	0	0	0	0	71	71	0	0
中野	138	138	0	0	0	0	138	138	0	0
東部	649	649	0	1	1	0	650	650	0	0
見前	245	245	0	1	1	0	246	246	0	0
飯岡	877	807	△70	2	2	0	879	809	△70	0
乙部	713	713	0	1	1	0	714	714	0	0
巻堀	1,162	1,162	0	3	3	0	1,165	1,165	0	0
渋民	1,284	1,284	0	26	26	0	1,310	1,310	0	0
玉山	602	602	0	0	0	0	602	602	0	0
藪川	497	497	0	0	0	0	497	497	0	0
計	7,435	7,365	△70	38	38	0	7,473	7,403	△70	0

イ 用途区分の構想

(7) 盛岡地域

地区名	構 想
太田・本宮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繋の尾入野台地と北ノ浦地内の農用地は、既にほ場整備され、水利条件も整備されていることから、今後も農用地として利用します。 ・ 猪去、上鹿妻の高台地にある約58haの農用地は、畑、樹園地として利用され、地区内においては樹園地密度が高くなっており、集団性も有しています。 また、農業構造改善事業により区画整理され、その後に土地改良総合整備事業により農道・用排水路等も再整備されており、今後も農用地として利用します。 ・ 太田、本宮地区は、水田の9割以上がほ場整備されています。 地区内では、大型機械等の導入も図られているほか、ライスセンターや選果場等の主要な農業用施設が設置されており、今後も農用地として利用します。 また、国の古代史上において貴重な遺跡である史跡志波城跡があります。 なお、盛岡南新都市地区及び太田地区に接している下太田、本宮の両地区については、特に市街化区域境界部分において開発圧力が高いことから、地域の意向等を踏まえた上で、農用地の確保と効果的な活用を図ります。
厨川	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 田沢湖線北側と諸葛川西側に展開する約175haの農用地は、ほとんどがほ場整備されており、水田の汎用性も高いため、今後も農用地として利用します。 ・ 雫石川と J R 田沢湖線に挟まれた国道46号沿いの区域の約86haの農用地は、約1/2がほ場整備されていますが、東北縦貫自動車道盛岡インターチェンジ近隣地域は、農業以外の土地利用の要望があがっていることから、国道沿線を中心に土地利用調整を図りながら優良農地を確保します。
上田・三ツ割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上田、三ツ割の約71haの農用地は、多くが畑及び樹園地として利用されており、樹園地については、生産性の高い優良団地を形成しています。 ・ 北部丘陵地帯に散在する畑についても、農用地として利用を図ります。 なお、農用地の利用にあたっては、市街地との調和に留意しながら土地の効率的な利用を図ります。
中野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西側の約73haの農用地は、約8割が樹園地として利用されており、樹園地農道の整備も完了しているため、今後も果樹の振興を図ります。 ・ 東側の約65haの農用地は、ほとんどが畑、樹園地として利用され、水田としての利用は約1割であることから、野菜や果樹の振興を図ります。

地区名	構 想
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元信、銭掛、小貝沢地区の約53haの農用地は、約8割が畑として利用されており、現況草地とともに飼料基盤として利用します。 ・ 中津川本流沿いに点在する約14haの農用地は、大部分が水稲から作付転換されており、標高600m程度に位置していることから、標高差を利用した野菜栽培や、飼料作物の振興を図ります。 ・ 米内川水系に属する約131haの農用地は、約4割が水田、約6割が畑として利用されています。 水田については、水田の汎用化を推進し、畑については、きゅうり、トマトなどの野菜や飼料作物等の振興を図り、現況草地については、飼料基盤として利用しながら草地改良を進めます。 ・ 庄ヶ畑地区の約67haの農用地は、約4割が水田、約6割が畑として利用されています。 水田については、ほ場整備され汎用化が図られていますが、畑については、自家用野菜、穀類、飼料作物が多いため、今後は高収益につながる作物の栽培を進めます。 ・ 大葛、八木田地区の約23haの農用地は、約4割が水田、約6割が畑として利用されています。 水田については、小規模ながら団地性を有しており、八木田地区については、ほ場整備されています。 畑については、野菜生産のための農用地として利用します。 ・ 川目上地区の約103haの農用地は、水田と畑でほぼ9割を占め、約1割が樹園地として利用されています。 水田については、築川を水系とする水利条件が整っており、畑については、野菜を重点的に栽培するほか、きのこ類などの特用林産物の生産を進めます。 ・ 築川及び狭あいな沢沿いに連なる約176haの農用地は、水田、採草地、畑として利用します。 また、特用林産物の生産については、山林等を有効活用します。 ・ 根田茂川沿線に連なる根田茂、砂子沢地区の水田、畑は、農用地として有効利用を図るほか、きのこ類などの特用林産物の栽培も重要な事業となっています。 また、近年、川目・築川地区などの農業者が連携して、そばや新規導入作物のアロニアの栽培に取り組み、特産物の開発が行われており、成果を挙げています。

見前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部平坦地は、水田、野菜地帯が広がっており、鹿妻堰水系がかんがいの中心となっています。 ・ 国道4号線と北上川に挟まれた地域は、園芸作物の生産に積極的に取り組んでいます。 ・ 西側地帯は、鹿妻穴堰の水利に恵まれた平坦地で、水田地帯となっています。 なお、地区全般に基盤整備が進んでいる利点をいかして、利用集積を図り、生産性の向上を目指します。
飯岡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央部（永井、下飯岡、飯岡新田、上飯岡）は、古くからの水田地帯であり、大部分はほ場整備されていますが、特にも永井地区の約70haは10a区画の比較的狭いほ場が多いことから、農作業効率が高いとは言えず、また、国道4号盛岡南道路のほか西仙北北川線などの都市計画道路の整備が複数予定されており、将来的に農地が分断され、農地集積に影響が出ることが想定されます。さらに、当地域は市街地に隣接し、また交通アクセスの良さから、開発圧力が高まっています。 ・ 西側丘陵地は、畑作地帯として基盤が整備され、野菜とりんごの栽培が盛んに行われており、今後も畑地かんがい事業などの施設を活用しながら、生産性の向上を目指します。 ・ 盛岡西バイパスと東北本線に囲まれた地域には、産地直売所施設をはじめとする農業関連施設が集中していることから、今後も生産者と消費者をつなぎ、併せて市内農家の所得向上を目指します。
乙部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草志田地区の約55haの農用地は、水田としてはほ場整備され、また乙部川水系による水量も豊富であるため、今後も農用地として利用します。 ・ 大ケ生地区は傾斜地が多くなっていますが、多様な作物の生産などにより活性化を図ります。 ・ 手代森地区の国道396号沿いの約57haの農用地は、団地性を有していることから、今後も農用地として利用します。 ・ 北上山地裾野の丘陵地は、りんごの一大生産地となっており、今後も営農の効率化を図り、手代森、黒川、乙部地区を中心とした主産地化を図ります。

(イ) 玉山地域

地区名	構 想
巻堀	<p>農用地は、水田と畑がほぼ同じ面積となっています。</p> <p>水田については、ほ場整備されており、今後も農用地として利用します。</p> <p>畑については、山間部に多く、酪農、肉用牛を導入していることから、複合経営を推進し、農用地の有効利用を図ります。</p>
渋民	<p>農用地は、約7割が水田、約3割が畑として利用されています。</p> <p>標高差が少なく、傾斜度300分の1未満で構成され、水田の大半が岩手山麓開拓建設事業により開田整備されています。</p> <p>畑については、西部と東部に多く、飼料作物の作付けや野菜、花きが栽培されており、今後も農用地として利用します。</p> <p>また、今後都市化の影響を受けることも予想されることから、農用地の利用に当たっては、都市との調整を図りながら土地の効率的な利用を推進します。</p>
玉山	<p>農用地は、約2割が公共牧場として整備されており、その他は水田と畑がほぼ同じ面積となっています。</p> <p>畑作、畜産が中心となっていますが、近年、花きの栽培に力を入れ農用地の効率的な利用を図っています。</p> <p>また、北上川水系の沢沿いの集落を取り巻く農用地については、今後も農用地として利用します。</p>
藪川	<p>農用地は、約5割が公共牧場として整備されており、その他は、4割が畑、1割が水田として利用されています。</p> <p>畜産を中心とした農業経営を主としていることから、水田は飼料作物への転換が定着しています。</p> <p>畑についても、飼料作物の生産が主となっていますが、高冷地であることから、高冷地野菜やそば等の栽培により農用地の利用を図ります。</p>

ウ 特別な用途区分の構想

農業振興地域内へ産地直売所や農家レストランなど地域資源を活用した産業の導入や産地直売所の機能の拡充を行う場合には、各種土地利用計画との調整を行いながら、再生利用が困難な荒廃農地などの活用を検討します。

2 農用地利用計画

農用地利用計画については、別添土地利用計画図（縮尺1/50,000）のとおりです。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

認定農業者等を地域の担い手とした生産性の高い農業を展開し、農業経営基盤を強化していくためには、その基礎的条件となる農業生産基盤の整備を環境との調和に配慮しながら総合的に進める必要があります。

このため、優良農地の確保や効率的利用について地域の合意形成を促進し、地域の立地特性に応じたほ場整備や農道整備、かんがい排水事業を推進するとともに、整備の手法や水準の選択により、経済的な事業の推進を図るなど農家負担の軽減に配慮します。

また、生産と生活の場が密接に結びついている農村の特性を踏まえ、生産基盤と生活基盤の一体的な整備を推進します。

(1) 盛岡地域

盛岡地域の特性は、中心部を流れる北上川により東西に二分されます。

沖積平野で肥沃な水田地帯である西部地域においては、生産基盤整備が進んでいることから、各種土地改良事業の効率的な導入、促進を図り、生産基盤条件の向上や優良農地の保全に努めます。

丘陵地帯や山地である東部地域では、集落や農地が沢沿いに点在しており、小区画の水田が多いことから、立地特性に応じた生産基盤整備などを行い、農地の汎用化を推進します。

地区名	方 向
太田・本宮	水田の9割以上は、ほ場整備されており、用排水路についてもほぼ全域にわたり整備されています。 現在は、老朽化した水路施設について改修を進めています。
厨川	水田の約85%は、昭和30年代の積寒事業により10a区画に整備されています。 土淵、平賀地区については、暗渠排水による水田の汎用化を図っているほか、用排水路についてもほぼ全域にわたり整備されています。 今後は、用排水路の老朽化が進むことから、計画的な更新・改修等を検討します。
上田・三ツ割	市街地に接する北部緩傾斜地は、りんごを主体とした果樹園が集团的にまとまっていますが、生産基盤整備については、農業者の意向を踏まえながら随時検討します。

地区名	方 向
中野	<p>門・東安庭地区は、りんごを主体とした果樹園が集团的に発達しています。基幹農道が整備されていますが、老朽化が見られることから、改修等を実施しました。</p> <p>築川沿線に散在する水田については、農業者の意向を踏まえながら、区画の再編や未整備水田の汎用化などを随時検討します。</p>
東部	<p>庄ヶ畑地区の水田については、ほ場整備されており、水路整備も完了しています。</p> <p>米内川、中津川、築川、根田茂川流域や八木田地区については、区画の再編や未整備水田の汎用化などを必要に応じて検討します。</p>
見前	<p>三本柳と津志田を除く水田は、昭和30年代の積寒事業により10 a 区画に整備されており、鹿妻本堰を中心とした水路整備も進んでいますが、一部の水田では、排水不良の箇所もあり、大型機械での作業が困難な状況となっているため、地元農家との話し合いを進めながら土地基盤整備の機運が醸成された場合には、ほ場整備事業の導入を検討します。</p>
飯岡	<p>飯岡・羽場地区の水田は、昭和30年代の積寒事業により10 a 区画に整備されていますが、一部の水田では、排水不良の箇所もあり、大型機械での作業が困難な状況となっているため、地元農家との話し合いを進めながら、土地基盤整備の機運が醸成された場合には、ほ場整備事業の導入を検討します。</p>
乙部	<p>水田は、北上川流域にまとまった団地があるほかは、乙部川、大沢川などの流域に散在していますが、面的に広がりのある地域については、ほ場整備されています。</p> <p>手代森地区では、現在、延長1,175mの農道が整備されたほか、老朽化した揚水機場の更新が完了しました。</p>

(2) 玉山地域

国営岩手山麓開拓建設事業による岩洞ダムの整備によって、水路・道路の基幹的事業は完了していますが、幹線水路等施設の老朽化が進んでいるため、施設の計画的な整備・更新を図ります。

水田は、約6割が区画整理されており、これに伴い用排水路も整備されていますが、沢沿いや中山間地域に散在している水田は依然として未整備であることから、地形的条件や営農規模を考慮しながら整備を検討する必要があります。

畑については、広域農道が整備されたことにより、生産・流通の効率化が図られる用件が整っていることから、一層の生産性と品質の向上を図ります。

地区名	方 向
巻堀	<p>水田は、北上川沿いの平坦部についてはほ場整備されていますが、その他は未整備であり、幹線用排水路も未整備であるため、かんがい排水事業等により整備する必要があります。</p> <p>畑の基盤整備は遅れており、農産物の低コスト化を図るため、ほ場整備を推進するほか、農畜産物、生産資材の輸送合理化を図るため、農道の整備を推進します。</p> <p>現在、用水路、区画整理、農道、橋梁の整備を計画しています。</p>
渋民	<p>水田は、国営岩手山麓開拓建設事業により約700haが開田整備され、岩洞湖水源を水利として利用されていますが、幹線用水路の老朽化が進んでいるため、改修等を進めています。</p> <p>畑は、比較的平坦部が多く農道の整備が進んでおり、作業効率のよい地区となっていますが、市街地との混住化が進んでおり、用排水路の整備が必要となっているほか、農産物の低コスト化を図るため、ほ場整備を推進します。</p> <p>現在、用水路、排水路、区画整理の整備を計画しているほか、農用地造成（草地造成）を計画しています。</p>
玉山	<p>飛田川、濁川等沢沿いに水田団地が形成されており、面的に広がりのある地域については、ほ場整備されています。</p> <p>畑は、山間丘陵地に位置し、飼料作物、葉たばこ、ホップの栽培が盛んであり、近年は、花きの栽培、園芸野菜の取組等積極的な振興が図られています。</p> <p>また、広域農道が整備されたことにより、農作物及び生産資材等の流通体系が確立され、農業経営の合理化と農村環境の改善が図られています。</p>
薮川	<p>高冷地帯であるため、水稻の栽培には適さないことから、飼料作物、そばの作付けによる転換田の有効活用に努めます。</p>

	<p>また、傾斜地が多いことから、農作物の生産量が少なく、他の地域に比較して生産性が低くなっています。</p> <p>このため、地域特性をいかしたそばや山菜など、特産品の生産や加工品の開発により地域の活性化を推進します。</p>
--	--

2 農業生産基盤整備開発計画

(1) 盛岡地域

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
かんがい排水整備	頭首工、用水路、西部用水	旧盛岡	1,794ha	1	国営施設応急対策事業
機能保全対策	排水路の補修（太田） L=4,063.2m	太田	522ha	2	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業

(2) 玉山地域

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
かんがい排水整備	ダム、導水路2.4km、用水路等17.3km	渋民、玉山	752ha	T-1	国営かんがい排水事業 岩手山麓地区
かんがい排水整備	北部8.4km 南部6.7km	岩手山麓	584ha	T-2	県営農村災害対策整備事業
ほ場整備事業	区画整理工A=29.8ha 暗渠工 L=29.7ha	武道地区	29.8ha	T-3	農地整備事業(経営体 育成型)
かんがい排水整備	水路整備（松川大堰） L=1,625m	松川大堰	175.2ha	T-4	県営経営体育成基盤整備事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

草地造成等で民有林などを開発する場合には、造林や保育等により整備した森林を避けるほか、盛岡市森林整備計画との整合を図りながら行います。

また、農道の整備にあたっては、林道整備との調整を図りながら整備を進めます。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農家の高齢化や担い手不足の確実な進行に伴い、中山間地域などの生産条件の不利な農用地を中心に荒廃農地が増加しており、今後も増加が懸念されています。

荒廃農地の発生に伴う悪影響から優良農地を守るため、農地の集積・集約化を推進するほか、荒廃農地の発生防止・解消をするとともに、荒廃農地の再生利用対策を推進します。

また、近年、局地的な集中豪雨などに伴う洪水災害が多発しており、今後も災害の発生が懸念されていることから、洪水災害を防止するため、道路や河川などの他事業と調整を図ります。

2 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の発生防止、解消等

認定農業者等の地域の担い手に対する農地の集積・集約化を推進するほか、中山間地域等における営農の継続に対する支援や農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の解消への支援を推進します。

(2) 地域の共同活動による持続的な保全活動

農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な共同活動や老朽化が進む農地周りの農業用排水路や農道等の補修・更新など、農地、農業用水等の保全・管理のための地域の活動への支援を推進します。

(3) 農業用施設の維持・管理

農業用施設については、適正な維持管理を継続しながら、老朽化施設の計画的な整備・更新を図ります。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林が有する公益的機能のうち、水源かん養機能は、農用地と密接な関係にあり、農用地を保全するために、機能を高度に発揮させる必要があります。

このため、森林・林業や農業に関する事業との連携及び調整を図りながら、効果的な事業展開を推進します。

また、自然資源を有効に活用したレクリエーション施設、休養施設である外山森林公園や都南つどの森を活用しながら、森林・林業に関する情報発信を推進します。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業は、経営耕地面積が1 ha以下の小規模農家が全体の4割以上を占めています。

また、第3次産業を基幹とする市の産業構造の中で安定的な収入を得る就労の場が多く確保されており、兼業農家の割合が全体の約5割を占めています。

一方で、農家の高齢化や担い手不足は確実に進行しており、今後も荒廃農地の増加が懸念されています。

このような農業構造の現状及び見通しの中で、本市の農業が産業として発展していくためには、農業者が他産業並みの労働時間で、他産業従事者と同等の所得が得られ、魅力とやりがいのある職業として選択されるような農業を確立していく必要があります。

このため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、効率的かつ安定的な農業経営の目標及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向を定め、効率的で安定的な農業経営体の育成を推進するほか、認定農業者等の地域の担い手農家への農用地の利用集積を図り、農地の有効利用を推進します。

※ 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標等については、本市が令和4年3月に策定(更新)した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において、別途定めています。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即しつつ、本市の農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を踏まえ、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、盛岡市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めます。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は、市域面積の約7割を占めており、森林資源の有効利用は重要な課題となっています。

特に、東部地域においては、就業及び収入の面において農業と林業の相互補完関係が強くなっており、森林資源を活用した特用林産物のシイタケ等の菌茸栽培や林業関連事業への就労などにより農業経営の安定化を図ります。

また、草地や樹園地の造成などの農業生産基盤整備については、未利用の森林の活用などを検討します。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

認定農業者等の地域の担い手農家に農地を利用集積し、生産方式や経営管理の合理化を図るとともに、6次産業化などの経営の多角化や複合化を目指した「地域ぐるみ農業」を展開するため、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用するスマート農業の導入や、高性能な機械や施設の導入など、営農施設の近代化を図る必要があります。

このため、農地の集積・集約化や農業生産基盤整備の推進に併せて、営農施設の近代化を進め、生産性の向上と高品質化、省力化を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。

また、近年、嗜好の多様化が進んでいるほか、安全性、良質化に対する消費者の需要が高まっており、これらの需要にこたえるため、有機物資源の活用による減農薬・減化学肥料栽培などの農畜産物の生産を進めます。

さらに、農畜産物の産地間競争の激化が懸念されていることから、地域の特性に応じた作目の導入を進めながら産地の形成を図り、消費需要に安定的にこたえられる体制づくりに努めるとともに、りんごのように産地化が進んでいるものについては、ブランドの確立を図るなど、積極的な農業生産を展開します。

(1) 作目別

ア 水稲

各種近代化施設の共同利用、農作業の受委託を推進します。

また、安心安全な米の安定生産を推進するため、特別栽培米や特色ある米の生産に積極的に取り組み、地域ブランドの確立に努めます。

イ 野菜、果樹

市場価値の高い農産物の生産を促進し、地域の特性に応じた適地適作の推進、栽培技術の指導強化及び生産施設などの整備を推進します。

ウ 花き

生産農家の増加と栽培面積の拡大のため、効率的な農作業を行えるよう、必要に応じてパイプハウスなどの生産施設や生産管理用機械の整備を推進します。また、生産農家の所得向上のため、高単価の品種の作付拡大に努めます。

エ 畜産

経営規模の拡大による生産の効率化を図るため、酪農については、公共牧場の粗飼料供給体制の強化、肉用牛については、公共牧場への放牧による肉用牛生産の拡大や、経営内又は地域内の繁殖・肥育一貫経営化を促進します。

また、生産基盤の強化のためには、家畜飼養施設の整備や生産管理用機械等の導入を進めるほか、高能力な乳牛や、優良な肉用牛の繁殖雌牛の導入を促進します。

(2) 地区別

ア 盛岡地域

地区名	方 向
太田・本宮	水稻を中心に、野菜との複合経営や麦、大豆の経営が行われています。 機械利用組合等による農業機械の共同利用が進んでおり、より効率的な生産のために大型生産管理用機械の充実を図ります。
厨川	水稻と野菜を中心とした経営が行われています。 担い手への農地集積を進めるとともに、生産管理用機械を整備拡充し、効率的な生産を推進します。
上田・三ツ割	果樹や野菜を中心とした経営が行われています。 系統出荷の向上を図るための生産施設などの整備を推進します。
中野	りんごなどの果樹に加え、野菜を中心とした経営が行われています。 安定生産を実現するために、生産管理用機械の整備を推進します。
東部	りんごなどの果樹や畜産を中心とした経営が行われています。 販路拡大・6次産業化を図るため生産加工施設などの整備を推進します。
見前	水稻や施設野菜を中心とした都市近郊型の農業経営が行われています。 高付加価値野菜の収量を増加するために生産施設の充実を図ります。
飯岡	ライスセンターや育苗施設など水稻経営を主体とした施設整備が図られています。 さらに、法人化した集落営農組織による農作業の受委託や農地集積の活動に取り組んでいることから、大型の生産管理用機械の整備を推進します。
乙部	果樹経営が多く、りんごの一大生産地となっています。 より作業効率を上げるため、生産管理用機械の整備や保存のための予冷库などの整備を推進します。

イ 玉山地域

地区名	方 向
巻堀	<p>水稻と野菜、畜産との複合経営が多く、一部の中山間地域は、葉たばこを中心とした複合経営が行われています。</p> <p>水稻、麦、大豆は、大型機械の導入を検討するほか、転換田の野菜については、産地化の推進のため、パイプハウスの整備を推進します。</p> <p>畜産は、生産性の高い牛舎の整備及び既存牛舎の増改築による生産基盤の整備を推進します。</p>
渋民	<p>水稻と野菜、畜産の複合経営が行われています。</p> <p>水稻、麦、大豆は、大型機械の導入を検討するほか、転換田の野菜については、産地化の推進のため、パイプハウスの整備を推進します。</p> <p>畜産は、生産性の高い牛舎の整備及び既存牛舎の増改築による生産基盤の整備を推進します。</p>
玉山	<p>中山間地域に位置し、水稻と園芸、畜産の複合経営が行われています。</p> <p>大型機械の導入を検討するほか、野菜については、産地化の推進のため、パイプハウスの整備を推進します。</p> <p>花きについては、必要に応じてパイプハウスなどの生産施設や生産管理用機械の整備を推進します。</p>
藪川	<p>高冷地帯に位置し、冷涼な気候をいかしたそば、野菜と畜産の複合経営が行われています。</p> <p>具体的な事業については、農業者や関係団体等の意見を参考にしながら、必要な施設整備を検討します。</p>

2 農業近代化施設整備計画

(1) 盛岡地域

施設の種類	規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		地区	面積 (ha)	戸数 (戸)			
生産管理用機械整備	スピードスプレーヤー 1台	飯岡	11.83	17	生産組合	①	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業

(2) 玉山地域

施設の種類	規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		地区	面積 (ha)	戸数 (戸)			
生産施設整備	いちご用施設 (ビニールハウス)	渋民	0.5	1	玉山うるおいいちご園	②	担い手育成事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の約7割を占める森林は、中山間地の農林家の林業生産の場のほか、農用地の水資源や保健文化機能など重要な役割を果たしています。

中山間地域の活性化を図るため、適切な森林整備と持続可能な森林経営を推進します。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化・減少の確実な進行に伴い、生産力の低下等が懸念されており、今後とも意欲ある農業者の育成及び確保が極めて重要となっています。

このため、意欲ある農業者に対しては、認定農業者制度を活用し、地域の中心的な担い手として積極的に育成するとともに、こうした担い手を核とした生産組織の育成を図ります。

また、意欲的な青年の新規就農を推進するとともに、農作業の省力化や農業者の所得向上のため、スマート農業などデジタル技術の活用や多様化する国内外の需要に対応する輸出などの取組を推進し、「稼げる農業」の実現を目指すことで農業の持続的発展を図ります。

2 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 認定農業者への支援

認定農業者や今後認定を受けようとする農業者を対象に、農業経営改善計画の作成や見直し、農業技術の改善や新技術の導入などの助言と指導等の支援活動を行うとともに、盛岡市認定農業者協議会と連携を図りながら各種講座や研修の受講機会を提供し、さらなる経営発展に向けた意欲向上を促します。

さらに、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な経営が可能となるよう、低利の制度資金や各種補助事業の活用による施設整備や規模拡大を支援します。

(2) 新規就農者への支援

意欲的な新規就農者に対しては、就農を志す段階から経営の自立、発展段階に至るまでの継続的な支援を行い、地域農業の中心的担い手育成を推進します。

ア 就農前の段階に対する支援活動として、農業を身近に感じてもらうための現地見学、体験機会を提供するとともに、関係機関と連携しながら就農相談を実施します。

イ 経営の初期段階である技術習得期、経営開始期において、認定新規就農者制度を活用し、国の就農準備資金・経営開始資金や無利子又は低利の制度資金利用による所得及び初期投資費用の確保を推進します。

また、親元就農給付金制度を活用し、新規就農者の経営を支援します。

ウ 経営の自立・発展段階を迎えた認定新規就農者に対して、積極的に認定農業者への移行を勧め、低利の制度資金や各種補助事業の活用による施設整備や規模拡大を支援します。

(3) 農地の集積・集約化

新規就農者及び規模拡大を志す認定農業者にとって、農地の確保が課題となっていることから、農地中間管理機構である岩手県農業公社と密接に情報共有を図るとともに、地域の話し合いやアンケート調査などのあらゆる機会をとらえて農家の意見を聴きながら、地域の担い手に対する農地の集積・集約化を推進します。

また、農用地利用集積に伴う機構集積協力金や土地改良制度など、農地中間管理事業と連携する補助事業などの活用を呼びかけながら農地の集積・集約化を推進します。

(4) スマート農業の導入の推進

農業の担い手の減少・高齢化に伴う労働力不足が深刻化していることから、ロボット・AI・IoT・ドローンなどの先端技術を活用した「スマート農業」の実現により、省力化や生産性の向上、高品質な農畜産物生産を図っていく取組を支援します。

(5) 輸出への支援

盛岡産農畜産物の新たな販路拡大による農業者の所得向上を目指すべく、令和2年3月に「盛岡産農畜産物の輸出促進に向けた基本方針」を策定し、海外市場への販路開拓に向けた農家向けのセミナーを開催するなど、「盛岡りんご」や「牛肉」をはじめとする盛岡産農畜産物の輸出に向けた取組を推進します。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の高齢化・減少の確実な進行に対応し、地域農業の一層の発展を図るため、その中心的な役割を担う意欲ある農業者を育成する必要があるほか、特に、中山間地域においては、若者がやりがいと魅力をもって就業でき、高齢者や女性にとって働きやすい就労の場を確保する必要があります。

このため、地域農業の中心的な担い手を核とした生産組織の育成を図り、農業経営の発展段階に応じて法人化を推進しながら、経営基盤の強化に取り組むとともに、6次産業化や異業種間交流を推進しながら、地域内での就業の機会を創出し、農業従事者の就業機会の拡大を目指します。

また、本市の基幹作物である米を中心に、所得の向上対策や担い手の育成に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図ります。

一方、農外就労を希望する農業従事者に対しては、安定的な就業の場を確保することから、地場産業の育成や企業誘致等を推進します。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 「地域ぐるみ農業」の展開

地域農業マスタープランに位置付けられた認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者等を地域の担い手に育成するとともに、担い手農家が中心となって組織する集落営農組織及び農業法人等の設立を支援しながら、小規模農家や高齢者、女性等が就業できる場を確保するとともに、新規就農者も安定して就労できる「地域ぐるみ農業」を展開します。

(2) 6次産業化・異業種間交流の推進

「食と農のバリューアップ推進事業」において、第1次産業と第2次産業、第3次産業の連携による異業種間交流を推進し、魅力ある盛岡産農畜産物のブランド力向上と販路拡大、6次産業化や農商工連携を通じた付加価値向上と販路拡大に向けた取組への支援、盛岡の食の魅力発信等を推進します。

(3) 産地直売所等の食の拠点機能の強化

産地直売所や農家レストランなど、地域資源を活用した6次産業化の取組や産地直売所の機能拡充等を予定する事業主体を対象に、国等の施策に関する各種情報提供や補助事業の導

入などの支援を行うとともに、必要に応じて整備に関する各種土地利用調整等へ配慮するよう努めます。

また、市内最大の売上と集客を誇る J A 直営の大型産地直売所施設は、開発が進んだ盛南地区の南側に位置し、盛岡南インターチェンジや国道46号線、そして整備が計画されている国道4号盛岡南道路に近接しアクセスが良い一方で、農業が盛んな地域の中心に位置していることから、本市農業の特徴である「都市近郊型農業」が色濃く反映されています。当該施設は、生産者と消費者をつなぐ要として本市農業の発展には欠かすことができず、今後も相互協力のもと経営規模拡大に努めることで、契約農家の受入増加による中小規模農家の営農意欲向上と、集客と取扱量や販売額の増加に伴う地産地消のさらなる推進により、食料自給率と農家所得の向上にもつながることから、施設整備を積極的に推進します。

(4) 水田農業を支える担い手の育成

主食用米と転換作物の最適な組み合わせによる体質の強い水田農業を確立するため、「水田農業の推進方針」に基づき、需要に応じた主食用米の生産及び水田フル活用による農業者の所得の向上並びに水田農業を支える担い手の育成に取り組み、経営基盤の強化を図ります。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業従事者の高齢化や木材価格の低迷による収入の減少など、林業を取り巻く情勢は厳しいことから、適切な森林整備と持続可能な森林経営を推進し、周年就労体系の確立を図り地域の活性化を推進します。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村は、農業者の生活や生産活動の場であるとともに、自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的な機能を有していることから、地域住民が魅力をもって定住できるよう、快適でやすらぎのある農村空間の形成を進める必要があります。

このため、自然との共生や環境の保全、地域の特色ある景観と調和を図りながら、地域の現状や特性に応じた生活環境整備を進めます。

また、恵まれた自然環境や観光などの地域資源の掘り起こしや活用を進めながら、都市住民との交流に配慮した農村地域の総合的な整備を進めます。

(1) 安全性

盛岡市地域防災計画に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、農地及び集落の防災対策や農作物・家畜の被害防止対策を推進します。

また、引き続き地域ぐるみの防災活動を推進しながら、消防車両や消防水利施設の整備を図るほか、交通環境については、道路整備や歩道設置などを行うとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の充実を図ります。

(2) 保健性

ごみ処理及びし尿・浄化槽汚泥処理については、ごみの発生抑制や資源化の拡大に努めるとともに、環境負荷の軽減、効率的運用を図りながら適正処理を推進し、良好で快適な生活環境の保全に取り組みます。

給水については、老朽施設の計画的な更新や災害等に備えた施設の耐震化を進めます。一部の未給水地域については、緊急性や投資効果等を考慮しながら計画的な水道の普及に努めます。

また、保健衛生については、市保健所を中核施設として医療機関等と連携しながら地域保健、地域医療を総合的に推進し、健康づくりと医療の充実を図ります。

(3) 利便性

道路については、安全性、地域性などを十分に考慮しながら整備を行うとともに、効率的で適正な維持管理に努めます。

また、鉄道やバス路線については、地域の現状を踏まえた上で、必要性を検討しながら利便性の向上に努めます。

(4) 快適性

農村公園や多目的広場などにより、地域の憩いの場やコミュニティ活動の場を提供しながら、農村景観や恵まれた自然環境をいかした地域づくりを進め、快適でやすらぎのある農村空間を創出します。

2 森林の整備その他林業の振興との関連

自然資源を有効に活用した外山森林公園、都南つどいの森、平成市民の森などの市民が自然と親しむ場を提供しながら、農林業に対する理解を深めてもらうとともに、都市地域と農村地域の交流を促進します。